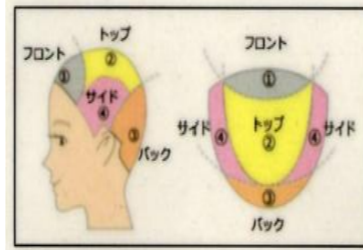


令和8年度 春日井工科高校 身だしなみ点検指導

本校の身だしなみの基準は、「いつでも就職試験を受けられる状況」を前提としている。
その場しのぎではなく、常に意識をした取り組みで「しっかりと身に付けること」が大切。

< 部位の名称 >



○頭髪等の基準

男子：髪を下した状態で、目、耳、襟に、髪がかからない。

もみあげは耳の中心より下には伸ばさない。

女子：目に髪がかからない。横髪は実習帽の中に収まる髪型。後髪が長い場合は束ねる。身だしなみ指導、式典や実習や体育においては必要に応じて束ねる。髪留めはシンプルなもの、ブラック・ネイビー・ブラウンを基調とし、華美なもの、装飾のあるものは禁止とし認めない。

共通：染色、脱色、パーマなどの「加工」は禁止とし認めない。但し、個人的な事情により黒染め等の染色希望の場合は、事前に生徒指導部と担任に相談をすること。髪型は規則内の中で、さわやかで不自然でないものとし、ラインを入れる、極端な段カットなどの髪型を禁止とし認めない。(極端な段カット)とは、モヒカンやウルフカット等。又、過度な整髪料は禁止。化粧も禁止とする。髭は必ず剃るが、眉毛は極端に剃らない。

ピアス、指輪、ネックレス等の装飾具の着用を禁止とし認めない。ピアスの穴を絶対に空けてはならない。

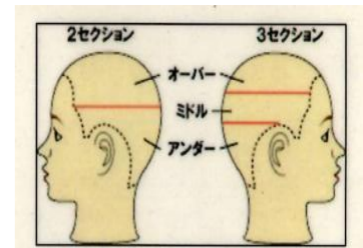
「ツーブロック」については、2つのブロックの段差が極端にならないようにすること。

具体的には、①サイドやバックを刈り上げる場合は、長さを6mm以上とする。

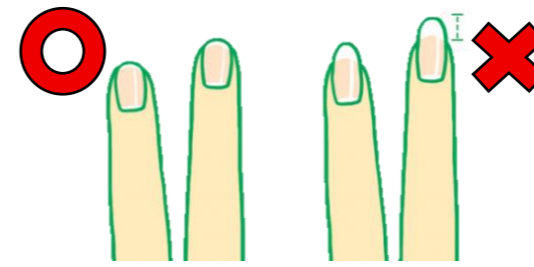
②刈り上げる位置を、2セクションに分けた場合のアンダー部分とする。

※3セクションに分ける場合は、アンダー、ミドル、オーバーにかけてグラデーションを付ける。

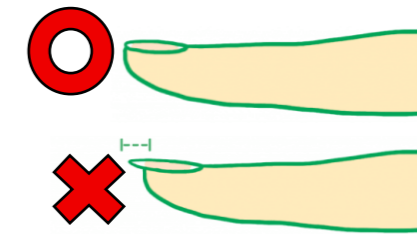
※違反をした場合の対応=段差をなくなるようにグラデーションをつくる。



< 爪 > 白い部分が1mm~2mmあたり残る程度で、手のひらからみたときに爪が見にくい長さとする。



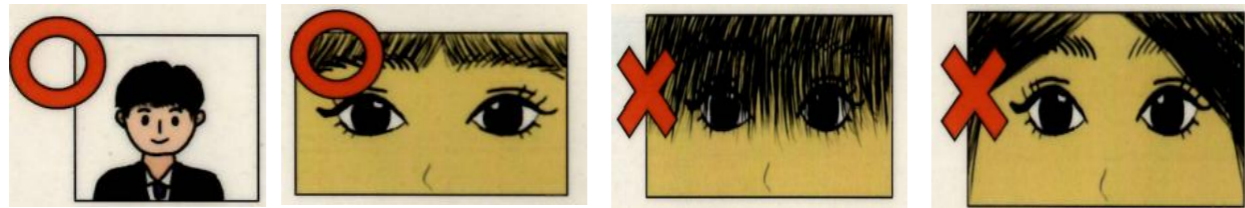
手のひらから見ても長い場合不可



2mm以上あきらかに長い場合不可

(ネイルアート禁止認めない)

< 前髪 > フロント部分の髪が目にかからない長さにする。眉毛が完全に隠れないことが望ましい。



フロント部分の髪が目にかかっていたら不可 フロント部分の髪を分けて目をみえるようにしても不可

< 横髪 > サイドは、耳にかからないように整髪する。もみあげは、耳の穴よりも下に伸ばさない。



耳にかかっていたら不可

もみあげが耳の中心付近より長い場合不可

< 襟 > カッターシャツの襟にかからない長さとし、サイドとバックで段差がないように整髪する。



襟足がカッターシャツの襟にかかっていると不可

○その他の基準

・靴下は、ホワイト、ブラック、ネイビーを基調とした華美な色や柄のないモノを着用しない。

・ルーズソックス、膝上までのロングソックス、レッグウォーマーは使用しない。ストッキング及びタイツはベージュまたはブラックのみとする。スカートの下ジャージ・体操服等の着用は認めない。

・カッターシャツはズボンまたはスカートの中に裾を入れること。そして、カッターシャツの下にカラーシャツや柄のあるシャツの着用を認めない。(下のシャツカラーは、無地のホワイト・ベージュ・グレー・ネイビー・ブラックのみとする。)

・装飾品の着用を禁止とする。但し、黒色の髪止めは認める。

(I型制服)ズボンの裾が著しく破損したズボンは着用しない。ズボンの裾をまくり上げない。

(I型制服)ベルトは、ブラックまたはブラウンとし、2つ穴、白ステッチ等の華美なベルトの使用は認めない。

(II型制服)スカートは折り曲げず、長さは膝にかかる長さであること。

必ず点検日にクリアすることが絶対条件。

スケジュール管理をしておくこと。